

広汎性発達障害を抱える成人前の男児の自立支援について —親・本人に対する自立の支援・サポート会議のあり方—

前田 信一

筆者は、2008年7月末まで、児童自立支援施設の非常勤職員・自立支援職員として勤務していた。

Y君は2006年12月に16歳9カ月で高年齢児寮に入所してきた。1年間、高年齢児寮の職員が中心になりながら支援を行ってきた。親・Y君の意向を尊重しながら就労支援を行ってきたが、作業所のグループホームに入居3日前に警察に痴漢行為で逮捕される。グループホームの入居はできなくなって、高年齢児寮での生活となる。約3か月間Y君との個別課題を行う。家庭裁判所の審判の結果、鑑別所への収監となる。児童自立支援施設の措置は解除となる。その後保護観察となり自宅に戻り、NPO法人の作業所に行っている。

児童自立支援施設の入居時より、家族に対する支援を行ってきたが、その後、保護司・保護観察所を中心とした家族支援を継続してきた。現在まで、自宅及び病院、退院後自宅という経過をたどってきた。その間関係者会議を2カ月に1回行いながら、家族支援を行ってきた。

これまでの家族支援をとおして、家族やY君に対しての支援のあり方を振り返り、今後の支援のあり方を考えてみたい。

キーワード 家族支援 広汎性発達障害・アスペルガー症候群 児童自立支援施設 児童養護施設 サポート会議
広汎性発達障害（アスペルガー症候群）を抱えるY君の自立支援のあり方について
—親・本人に対する自立の支援・サポート会議のあり方—

1 Y君の児童自立支援施設に入所前の状況と、2 児童自立支援施設に入所後から問題行動をおこすまでの状況、3 課題生活中的の状況、4 家庭復帰後の状況について述べ、その間の家族支援のあり方について述べていきたい。

高校生になり、児童養護施設での暮らしとなる。その頃からリストカットを手首にやり始めた。高校2年生の10月に児童養護施設の職員に暴力を振って、児童相談所に一時保護されて児童自立支援施設に来た。」

第1 Y君の児童自立支援施設に入所前の状況

Y君

(平成2年)3月生まれ 家族 実母・弟

Y君からの聞き取り(2007年12月課題生活中)

「父との暮らしは、幼稚園の時までで小学生になったら父は関西の方に離婚して暮らしている。別の家族がいる。母は働きにでなければならなくなり、小学1年生の頃より弟や母に暴力を振るうようになった。小学4年の後半から不登校になった。

小学5年生になり、学校で同級生に暴力を振るうようになり病院に半年位入院していた。その時から服薬が始まる。

小学6年生から中学2年生まで、家庭の中では暴力を振っていた。

中学2年、中学3年生の時も半年位病院に入院していた。1歳年下の弟とは中学3年生の後半から一緒に暮らしていない。

第2 児童自立支援施設に入所後から問題行動まで

第1節 Y君の状況

2006年(平成18年)12月児童自立支援施設に入所16歳9カ月

広汎性発達障害 IQWISCⅢ 言語性91 動作性85 全IQ87 前児童養護施設にて職員とトラブル怪我をさせる。平素から暴力があり指導限界となる。

(児童相談所措置書より抜粋)

小学校に入学した時には、父母の離婚に伴い家庭環境が変化して母が生計を維持するために働きに出、Y君は、小学校1年生から家庭内での暴力を弟に振って、その後母に振うようになってきた。学童の時までは普通に生活できていて、特に家庭内での暴力以外は問題もなく過ごしてきているようである。

小学4年生のころから同級生に、からかわれるようになり不登校になる。小学5年生の頃より同級生

の女兒に暴力を振るうようになり、また弟への暴力もエスカレートしてきて病院への入院となっている。その時、診断名が広汎性発達障害とつく。服薬も始まる。

家庭内での暴力もさらにエスカレートし、中学2年生と中学3年生の時も約半年の入院を繰り返す。

高校に進学と同時に家庭を離れ、児童養護施設での生活になるが、高校2年の10月に職員とのトラブルとなり、職員にけがを負わせて一時保護となり、児童自立支援施設での生活となる。

入所時のY君の意向は、「同年代の子どもたちとコミュニケーションをとれるようになりたい。」保護者の意向は、「同年代の子どもとコミュニケーションをとれるようになってほしい。時間の観念をつけて、起床時間や、約束の時間などを守れるようになってほしい。」というものであった。

児童相談所の示す課題は、「短期的課題—規律のある生活を行い生活の安定を図る。課題達成のための具体的援助方法—職員との交流を通して、具体的な指示のもと自らの行動を把握し、改善を模索する。寮及び高年齢児学級での日常生活から、人間関係での我慢・対処の仕方などを学ぶ。生活が慣れてきたら、定期的に母との交流を行う。」

中長期的課題—ソーシャルスキルを身につけ家庭復帰を目指す。

課題達成のための具体的援助方法—行動観察した上で学校に進学するのか、就労自立のための社会経験の行うのかを判断する。家庭状況を把握しながら家庭復帰への移行を探る。」となっている。(児童相談所児童票より)

2007年4月の児童自立支援票での、高年齢児寮の支援方針は、

「進路としては、就労しての家庭復帰を目指す。家庭復帰が困難な場合は、住み込みや他施設の利用、グループホームなどを退所先としていく。福祉的就労も視野に入れて、外部の評価訓練も活用し自立支援を図る。本人が自分の性格傾向にも、能力特性にも自覚的になれるように支援する。」となっている。

寮での支援と高年齢児学級での支援が、自立支援計画票に基づき行われた。

第2節 児童自立支援施設での対応の経過

2006年12月 入所時のインターワーク

2007年4月 児童自立支援計画作成評価

5月 第1回ケース会議 就労支援の為の調理

室での実習に向けて

就労支援導入決定

6月 5日間の調理室での実習

第2回ケース会議 就労支援プログラムの導入

7月 東京都障害者職業センター見学

8月 自活訓練 寮前のプレハブにて

東京都障害者センター5日間体験実習

9月 職業準備実習を11月まで行う

第3回ケース会議 就労支援プログラム振り返り

10月 児童自立支援計画票後期の作成評価

11月 ハローワークにて求職活動

第4回ケース会議 職業準備支援実習終了後の振り返り 就労先の確保に向けて

12月 自活室での生活(单身公舎の活用)

12月末に、痴漢行為で警察に逮捕される

緊急ケース会議 今後の対応の確認

3月中旬まで自立支援職員との園内環境整備・剪定作業などを行う

2008年3月中旬 家庭裁判所の審判 鑑別所収監となる

3月下旬 18歳となり、児童自立支援施設措置解除

第3節 入所からの評価(高年齢児寮職員よりのインタビュー)

自立支援計画票に基づきながら、寮での支援が行われてきた。

Y君に対しては、生活習慣ができていなくて日常生活の中で正しい行動が取れるようにその都度、本人の理解ができようとして説明してくる。

入所当時は、寮職員や児童間でのトラブルがあったが、3か月位してくると落ち着いた生活ができるようになってきた。被害的な感情が起りやすく、落ち着きをなくしたり、他罰的になり粗暴になることがあった。自己評価表を活用して(具体的に起床・生活の課題を○×で記入していくことにより)作業能力の向上を図たり、行動のチェックの方法をとり自分自身を振り返られるようにする。進路に対しても具体的なイメージがなく本人の希望を聞く。希望に添いながら、就労支援のプログラムをケース会議を行いながら実施してきた。

入所当時には見られなかった「働く意欲」が見られるようになってきた。薬や病気のせいにしない。自分の出来ることを自覚し、児童自立支援施設の中

で頑張ることを促しながら自覚を待つ。本人自身、他児よりも作業能力も低いことも自覚し、自分に合った就労について自覚できるようになってきた。Y君本人の自覚を促しながら納得できる就労支援を実施してきた。就労支援を実施するにあたっては、減薬も病院とも調整してやってきた。園内での調理実習、障害者職業支援センターでの実習、ハローワークでの求職活動、作業所での実習、就労しながら作業所のグループホームの入居決定など、段階的に自立の支援を行ってきた。

家庭に対しての支援は、本人と弟・母に対して無理がなく落ち着いた生活ができる環境を構成することの目標にして支援を行う。入所1ヵ月後より母には月に1回の面会を通して、エンパワーメントを行う。児童相談所、市の障害担当者、子ども家庭支援センター職員、寮担当、自立支援職員での関係者会議を通じて母は勇気づけられながら、本人とは暮らすことはできない。グループホームでの生活をしていく方向となる。2回の関係者会議が行われる。

総合的な評価としては、本人と寮職員が納得いくまで話し合い就労支援を行ってきた中で、グループホームの入居も決まりそれまで頑張っており取り組んでくれた。

第3 問題行動と課題生活の状況

グループホーム入居3日前に、痴漢行為で警察に逮捕となる。緊急にケース会議を行い。課題生活を行う。家庭裁判所の審判まで、個別での課題生活を行う。生活指導は寮で、課題生活は、自立支援職員が中心となって行う。2007年12月末から2008年3月中旬までの家庭裁判所の審判までの対応を行う。

第1節 問題行動の振り返り

高年齢児寮職員と自立支援職員の2名で、約2週間個別対応をし、内省を促す。痴漢行為の状況、何故課題生活になったのか、何故朝起きられないのか、何故暴力を振るうのか、今後暮らしていく中で気をつけること（暴力をしない・痴漢をしない・死んでやると言わない）、自立とは、自分で自分をコントロールする力を身につける、心のブレーキをどうかけるのかなどのテーマを決めY君に考えてもらい、それをノートに書いていき、何が自分に欠けていたのかを振り返っていく。当然、それまで進めていたグループホームや作業所での受け入れは困難となる。

「痴漢行為は、児童養護施設の時（高校1年生の時）に通学中に電車の中で5回くらいやった。捕まり、児童養護施設の中で謹慎になったが、きちんと反省してなくて、謹慎がとけたらやってみたいと思っていた。

今回は、4回くらいやった。ばれなければいいやと思っていた。痴漢をあまり重い罪だと思っていなかった。その時のことしか考えてなかった。先のことなど考えていなかった。今まで自分の痴漢で被害にあった人達の気持ちなど全く考えていなかった。

朝起きれなくなったのは、小学4年生の時不登校になったときから起きるのがつらくなっていく。高校1年生からは、児童養護施設では朝ごはんはほとんど食べない状況であった。規則正しい生活ができていない。夜遅くまで起きてしまったり、夜飲む薬（睡眠導入剤）を早めに飲むようにする。きちんとやれば起きれると思う。

暴力は、母に対して自分が気に入らないことがあると、すぐにわがままを言いそれを聞いてくれなければ暴れていた。小学4年生から高校1年生まで続いていた。弟には、自分のものをいじったり壊したりすると怒ってたたいたりしていた。児童養護施設の職員には、イライラしているときに注意されるとむかつき暴言をいつたり、殴ったりたたいたりしていた。」（振り返りの抜粋。振り返りだけで、ノート1冊を超える。）

第2節 具体的な課題の設定

「人は、問題行動を起こすと、社会的な制裁を受ける。自分の行動に責任を持つ。よく考え、判断して、行動する。」などの自覚を促す。

2008年1月初旬から3月中旬まで、起床・午前の作業2時間・午後の作業2時間について、○△×で記載をする。自分にまかされた仕事をちゃんとできるようにする。作業は、園内の環境整備を行う。植木の剪定、その後のかたづけ、マキづくりなどを自分で責任もって自発的に行う。1月中旬までは、起床が10時になることもあった。その後は週に1回くらいのペースでの寝坊はあったが、自覚して取り組んでいた。

週に1回週末に振り返りを自立支援職員と行ってきた。

日々1日の振り返りをノートに行う。

「今朝は、2度寝したのですが、寝ている途中でそれじゃダメだというのに気づいて起きることができた。この感じだと思ってうれしかったです。その後の活動もスムーズにできて、しかも今日は朝から雪

が降っていて雪の中での作業ができて、さらに昨夜夢の中でスイセンの花が咲いているのを見たのですが、作業後農場の近くで本当に咲いていました。今日はいいことが3つもあり本当に早起きは3文の得だと思えばとてもうれしかったです。作業は、生垣の上と横の刈り込みを刈り込みハサミとノコギリで切り払い、切り落とした枝や葉っぱなどを掃きとって、道具をかたずけて終わりました。今日の雪の中での作業は楽しかったのですが、反面手や足の指先が雪の冷たさで、痛くなったり晴れたりで大変でした。午後は悪天候のため作業は中止で免許の学習をしていました。」1月23日のノートより

2月の初旬のY君との振り返り、「仕事中は仕事に集中する。任された仕事を行うときは、よく考えて判断し行動していく。職員からの指示が言われた時にわからなければ、指示をされたその時に確認をすること。勝手な思い込みをしない。イライラしない心のブレーキをかける」ことなど、1カ月を振り返りアドバイスする。

個別対応で、生活することによって、Y君の内省も促されて、自分自身の課題に対する取り組みもしっかりできてきていた。今後の不安感からもっと揺れが見られるかと思ったが、落ち着いた生活が過ごせた。

第3節 家庭裁判所・少年鑑別所に収監

3月21日に出頭する。鑑別所に収監される。

「こんにちは、21日の審判に同席していただきありがとうございます。又昨年12月22日からの自活棟での先生との生活。1月10日から3月20日までの先生との作業等など、自分のためにもものすごい時間を費やしていただき非常に感謝しております。21日もせっかく同席していただいたのに、このような状況になってしまい申し訳ないです。でも12月からの先生のご指導のおかげで、今自分は、少年鑑別所で前向きに自分の課題と向き合うことでできています。ありがとうございます。先生のご指導をより生かすため、自分はこれから審判の日までの3週間程度の間、自分の起床などのダメな部分直して、自分のやったことを、きちんと、反省して、きちんと審判を受けることができるようにきちんとした生活を送ります。がんばります。先生も頑張ってください。又、面会に来ていただき本当にありがとうございます。先生に直していただいた眼鏡大事に使わせて頂いております。またお会いできる日を心からお待ちしております。お元気です
平成20年3月27日」(少年鑑別所からの手紙原文)

家庭裁判所の調査官が来所され、本人および職員に聞き取りを行われる。自立支援職員として、関わってきた中で意見を伝える。

Y君の成育歴などから考えて、家庭でのしつけ(やっていたいいこと、いけないこと)が十分にできてきていない。小学校から母・弟に対して家庭内での暴力を日常的に行ってきた。児童自立支援施設に入所した時、児童養護施設での職員に対する暴力で「暴力はやってはいけない」とわかり本人の中で認識をして、母・弟への暴力行為はなくなってきた。今回の痴漢行為も本人の中での学習が十分に行われていなかったことによる行為であった。児童自立支援施設では、児童相談所に中心となってもらい関係者会議を10月、12月と開催し、今後住居先に戻ったときに自立の支援が円滑に的確に行っていくように会議を開いてきていた。参加者は、児童相談所CW、子ども家庭支援センター職員、市の障害福祉担当職員・精神の担当CW、ハローワーク職員、作業所職員で今後の対応についてお願いして見守りをお願いしていた。この関係者会議を、今後お願いできないだろうか。保護観察の処分が出るようであれば、保護観察所が中心となり関係者会議を設定して欲しいことをお願いする。

4月保護観察処分となり、家庭での生活が始まる。

第4 家庭復帰後の状況(関係者会議・サポート会議状況)

4月家庭裁判所での保護観察の処分の後、第1回関係者会議が保護観察所にて行われる。家庭裁判所調査官、保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名(寮担当・自立支援職員)、市の障害福祉担当職員2名・精神の担当CW、ハローワーク職員、母、本人が参加する。保護観察官より、本人の遵守事項の確認(仕事を頑張る。痴漢行為をしない。死んでやるとやけを起こさない。暴力行為をしない。)月に1度保護観察所に来所すること。参加者のメンバー紹介をし、2ヵ月に1度関係者会議を行う。保護観察官と保護司が中心となり会議を行うことが確認される。児童自立支援施設は1年間のアフタケアでの家庭訪問を行うことを伝える。

第2回関係者会議 6月中旬
家庭裁判所調査官、保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名(寮担当・自立支援職員)、市の障害福祉担当職員2名・精神の担当CW、ハローワーク職員、NPO法人作業所所長、母、本人

4月の第1回関係者会議の後に、NPO法人の作業所に通うようになる。痴漢行為があったので、自宅より作業所まで自転車で通うこととなる。児童自立支援施設からは、家庭訪問の状況。本人は、作業所に行きたくないと電話をしてから、5月はほとんどいけていない。起きれない。がんばろうと思うが母に小言を言われると喧嘩になってしまう。母は本人に振り回されていて保護司を頼りにしている。保護司—毎週1回は家庭訪問をして仕事に行けるように励ましている。母に対して手は出していないが暴れて物を壊したりしている。保護観察官—この間2回呼び出し、2回家庭訪問する。食器ダナ、ふすまなどが壊れている。今回は問題がいっぱい出ているので来月に関係者会議を開くことになる。本人との約束、仕事に行く。暴ばれないを目標にする。

第3回関係者会議 7月中旬

調査官、保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名（寮担当・自立支援職員）、市の障害福祉担当職員2名・精神の担当CW、ハローワーク職員、母、本人
本人—先週から作業所行きはじめた。ガラスを割ったりで母との口げんかの後暴れている。母—疲れた。仕事に出させてくれない。些細なことでトラブルになり壁をけったり、床を蹴ったりで住宅の会長さんより、苦情を言われる。児童自立支援施設の方より、家庭訪問の状況報告。作業所—7月になって来れなくなってきたので自宅まで迎えに行くが、それが逆にストレスになったようである。保護司—必ず会って遵守事項を伝えている。作業所は好きであるが朝起きれなくていけない。調査官—事件を起こして保護観察処分となっている。自分でどうしたいのか考えてほしい。
母の状況が限界に近づいている。病院への緊急避難も検討する。

第4回関係者会議 9月中旬

保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名（寮担当・元自立支援職員）、市の障害福祉担当職員2名精神の担当CW、NPO法人作業所所長、保健所保健師、母
保護観察官—昨日本人病院に緊急入院となる。入院は1カ月程度の予定。保健所保健師も今回から会議に参加してもらう。作業所—ここのところは月の半分は来れている。本人用の専用の花壇を与えている。病院からの自転車で通うのは不可能なので電車の利用を認める。

第5回関係者会議 11月中旬

保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名（寮担当・元自立支援職員）、市の障害福祉担当職員2名精神の担当CW、NPO法人作業所所長、保健所保健師、母

作業所—11月中は休まず来れている。職員との人間関係がうまくいっていない。保護司—外泊自宅にする。病院でも人間関係うまくいっていない。
母—入院費用がかかっても入院継続して欲しいと主治医にお願いしている。

第6回関係者会議 2009年1月中旬

保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名（寮担当・元自立支援職員）、市の障害福祉担当職員2名精神の担当CW、NPO法人作業所所長、保健所保健師、母、本人
本人—11月・12月・1月は仕事を頑張っている。12月の外泊の時暴れて警察が来た。些細なことでの喧嘩となる。薬が合わず眠くてしょうがない。作業所—仕事に寝てしまっている。退院して自宅ではなくて一人暮らしを考えてみたらどうだろうか。12月に職員と取っ組み合いのトラブルになる。

第7回関係者会議 3月中旬

保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名（寮担当・元自立支援職員）、市の障害福祉担当職員2名精神の担当CW、NPO法人作業所所長、保健所保健師、母、本人
本人—1月・2月・3月仕事毎日行けている。外泊中も暴れていない。3月の初めに薬が変わり楽になる。母—外泊は2回ある口げんか程度
作業所—これまでに比べると格段に頑張っている。病院で知り合った彼女ができる。職員との関係は修復できていない。児童自立支援施設—彼女との付き合いくれぐれも子どもができないように。会議終了後時間をとり具体的に話しをする。

第8回関係者会議 5月下旬

保護観察官が異動になり担当が変わる、保護司、児童自立支援施設職員2名（寮担当・元自立支援職員）、市の障害福祉担当職員2名精神の担当CW、NPO法人作業所所長、保健所保健師、母
作業所—彼女との交際は彼女の母親の反対で付き合いは終わった。仕事は確実に来れている。母—病院の主治医とこの関係者会議のことを話すと病院は病院としての方針でやる。課題の設定や対応に違いはあっていいとのこと。母としてはどうしていいかわからない。退院は延ばしたい。

保護観察官、作業所所長、保健師で主治医とあってこれまでの経過を話に行き病院との調整を行う。

第9回関係者会議 7月下旬

保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名(寮担当・元自立支援職員)、市の障害福祉担当職員2名精神の担当CW、NPO法人作業所所長、保健所保健師、母、本人

作業所—遅刻しないで来れるようになってきている。職員との関係も取れるようになってきた。画期的に向上してきた。保健師—6月中旬に病院に行き主治医と話してくる。医師が会議に参加してもらえればとお願いするが無理。具体的な目標をもっと。母との関係づくりをどう行っていくかについて話しあってきた。目標—はやく退院する。外泊の時暴れない。

第10回関係者会議 9月中旬

保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名(寮担当・元自立支援職員)、市の障害福祉担当職員2名精神の担当CW、NPO法人作業所所長、保健所保健師、母、本人

本人—外泊中に椅子を壊した。ヤバイと思った。薬が変わり物を落としたりする。作業所—前はすごく良かった。今回は乱れがある。仕事を任せてやれるようになってきている。母—薬が強すぎるのか外泊中もすぐに寝てしまう。医師と10月初めに会うことになっている。保護司—9月のシルバーウィークの外泊が心配である。

「Y君関係者各位

すっかり秋めいて参りましたが、暑い日も続いています。平素は、お忙しい中、Y君の生活の応援にご協力をいただきまして深くお礼申し上げます。先日の支援会で話題になりました、シルバーウィークの生活状況についてご報告します。結論から申し上げますと、暴力はなかったそうです。母との口論はあったようですがY君は、暴れそうな時には外に出てなんとかしのいだようです。外から保護司に電話もしていたそうです。まずは、よく頑張れたと、誉めてあげたいところです。—略—

支援会が開催されるようになってから1年が経過し、保護観察の期間も来年の3月となってきています。一両日中に本人、母と面接し同居で行くのか別居で行くのかはっきりさせようと考えています。その結果、別居の方向で行くのなら、10月の初めの母と医師の話し合いの際に、その意向を伝えてもらい、病院も含めて、別居の方向で調整していくことにしたいと思います。とりあえず、現況をお伝えします。現時点では10月の支援会は中止として、次回は11月中旬に開催することといたします。用件のみにて失礼いたします。平成21年9月 保護観察所 観察官」

第11回関係者会議 11月中旬

保護観察官、保護司、児童自立支援施設職員2名(寮担当・元自立支援職員)、市の障害福祉担当職員2名精神の担当CW、NPO法人作業所所長、保健所保健師、母、本人

本人—10月31日に退院した。仕事には通えている。退院後は2回位床や壁をたたいたりした。母—退院後も特に変わってはいない。物にあたる改善されていない。9時以降もギターをしている。次の日起きれなくなる注意する。口げんかとなる。保護司—9月のシルバーウィークの約束守れた。11月に入り、母とのトラブルある。家で暮らしたいなら暴れない。遵守事項を守れるよう。作業所—給料はいつもの半分くらいしかない。無断欠勤があり、強くしかる。来たら来たなりに仕事できるようになってきている。保護観察官—退院後母とやれていれば問題はない。繰り返している。警察沙汰になったら逮捕ということにもなってしまう。遵守事項を守れるように。

振り返り

これまで、11回の関係者会議を行ってきた。本人・母を中心にして前回関係者会議後の生活状況を話してもらい、各関係機関での生活状況を話してもらい。保護観察官・保護司が地域での支援を具体的に行う。作業所の所長が仕事の支援を行う。市の障害福祉担当職員2名・精神の担当CW・保健所の保健師は母と本人の地域での医療などの支援を行う。児童自立支援施設はアフターケアとしての支援を行ってきた。2010年3月までは、保護司・保護観察官が中心として支援が継続していく。Y君が20歳を超えても今後は、市の方が中心となって彼への支援を継続していければと考えている。

わずか2時間の会議の繰り返しの中で、母・本人を中心として、各機関の専門の職員が集まり「がんばれ、少しずつ成長してきているよ」と応援団としての機能がY君の地域での生活を支援できてきていると思う。

第5 課題及び今後の支援のあり方

広汎性発達障害と診断された子ども・青年・大人への福祉施策がほとんどない状況であり、Y君の進路を考えて具体的に取り組みを行っていく中で行き場がない現実にもぶち当たってしまう。今回は精神の関係のグループホームと作業所があったが、問題行動を起こしてしまったため受け入れは困難であった。あまりにも選択肢が少なすぎて選ぶ余地もない状況に対して、いまある機関を利用して個別対応にならざるを得ない状況である。

Y君の場合は、児童相談所に働きかけて、児童自立支援施設の退所後の居住先、市の障害担当の方に話しに行

き今後の協力をお願いした。理解があり、これまでの会議にすべて参加いただいた。

関係者会議の中では、母・本人に前回会議以降のことを報告してもらう。途中で母と本人のバトルになることも時にはあるが、母の方にこれまでに十分な養育に対する対応力があれば二人で解決できて来れたであろう。母本人に対して何を具体的にやっていけばいいのかを、わかってもらい、どのような機関がかかわって応援してくれているのかわかってもらい、そのつど必要な時に相談してもらえるようになればいい。

継続した関係機関のネットワークが、今回の関係者会議では一定程度出来上がってきたのではないか。必要な時に必要な機関に働きかけ参加できる状況はできたと思われる。児童相談所から保護観察所、その後地域とメンバーはほとんど変わらない中で、家族の状況を理解し各機関がその役割により業務の中で家族を支援していくことが必要である。20歳を過ぎる今後は市が中心となって、母・本人に対するサポート会議の開催を今後はお願いをしていきたい。本人を一番真ん中にし、家族の支援と、本人の自立の支援が必要である。時間はかかるが一人の人間を育てていくためには、この様な新たな仕組みが必要である。

考察

第1に、早期発見早期対応が必要である。広汎性発達障害と診断されて、学校や地域社会で生きていく中で、Y君は生きずらさを感じていると思う。

本人自身がその障害に対してどのように向かって生活していけばいいのかをアドバイスしながら、早い時期に自分の将来が見通せていける支援が必要である。その年齢での個別の援助計画を一貫して行うことにより各ライフステージに対応できていけるのではないか。

第2に、個別支援計画に対して、本人・親・学校・スクールカウンセラー・医師・子ども家庭支援センターなどの参加を得て本人自身の支援と家庭への支援が行われ、年に最低2回の会議を行い、目標に対しての評価を行い、各関係機関の役割分担をしながら見守り援助を行って行く必要がある。早い時期から関係者が本人家族の応援団となれるネットワークが必要である。

第3に、社会的養護の支援の中で、発達障害を抱える児童への援助を行う上で、職業訓練が必要である。児童養護施設及び児童自立支援施設で働いている職員が、大学時代及び職場で発達障害を抱える児童に対しての知識や援助を行う上での姿勢や課題などの職業訓練を全職員

に実施していかなければいけない。発達障害をほとんど理解していない状況で今までどおりの生活の支援や集団的対応をしていけば、児童自身対職員などに対しての暴力等の集団不適応の状況が出てくる。

児童自立支援施設では、家庭・学校・地域社会・児童養護施設で問題行動を起こし入所という状況になっている。東京都の児童自立支援施設の1ヵ寮の児童集団は14名の定数になっている。その児童集団の3名から4名が発達障害の児童になると、今まで非行の児童に対応していた職員のノウハウでは対応が困難となり、職員は疲弊し、リタイヤセざるを得なくなっている。個別での援助が必要な彼らに14名の集団生活はなじまない。

今回の中では、個別の対応を行ってきたが、職員の新たな確保や早急な人材育成は現時点では非常に厳しい状況である。

第4に、就労支援の困難さがある。児童自立支援施設には広い施設があり、環境整備が行えたが、それが職業指導や就労の場の方に直結し得ない。又公的な機関の方での職業訓練のために実習などを何度も行った。それが社会での就労に結びついていない状況である。

今回は、児童自立支援職員の個人的な知り合いであったNPOの作業所をお願いできたが職場を探し就労させていくことが非常に困難な状況である。社会の中で彼らが自立していけるにはそれなりの賃金を確保し、一人暮らしができていくことのできる自立の支援が必要である。

発達障害をもって、生まれてきた彼らに対して将来を見通せて具体的な福祉施策・援助がこのようにあるよと示していけるようにしなければならない。Y君とこれまで一緒に寄り添ってきて、時間はかかるが「やればできる力をもっている」他との人間関係を十分な時間と人手があればゆっくり自立の支援ができる。

彼が起こしてきた問題は、少なからず大人になるときに経験して越えなければならない問題ではないだろうか。自分のしたいことそれを選択しようとしても越えなければいけないハードルがある。高校卒業・資格など、時間をかけて、彼らのもっている可能性を引き出せる。それをやれる体制の整備が早急に求められている。

発達障害を抱える児童の支援を更に充実するためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等の各分野の支援のためのネットワークが早急に必要である。

本稿作成にあたり本人・親・施設には、こころよく協力をいただきました。本当にありがとうございました。